

いじめ防止基本方針

平成26年3月
(令和5年4月改訂)

甲府市立伊勢小学校

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせるおそれがある。本校は、いじめは決して許される行為ではないという基本姿勢にあるが、成長期や人間関係、さらには家庭や地域を含めた環境により、いじめはどの子どもにも、どの場面にも起こり得ると捉えている。つまりどの子どもも被害者にも加害者にもなり得ることと捉え、学校・家庭・地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応・治療等に取り組まなければならない。

いじめ問題にきめ細かく対応していくためには、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。さらには積極的に教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいかななくてはならない。

本校は、いじめ防止対策推進法（平成25年 法律第71号）第13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、平成26年4月、甲府市立伊勢小学校いじめ防止基本方針を策定する。

1. いじめ防止に関する基本的な考え

1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場を尊重しなければならない。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

<国の方針>

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ等の対策はいじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

<県の方針>

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめは、様々な態様があり、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくいことを踏まえ、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認知しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

<市の方針>

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為であるため、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止対策等は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、

治療的な関わりだけでなく、未然防止やいじめが起こりにくい集団づくり、安全安心な学校づくりなど、学校、家庭、地域住民が連携を深める中で児童生徒の人間性をはぐくみ、思い遣る心の育成を図りつつ、積極的にいじめの防止対策に取り組まなければならない。

＜伊勢小学校の方針＞

いじめは、決して許される行為ではない。いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、生涯にわたって悪影響を与える可能性を残すばかりでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為である。

児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校が中心となり家庭・地域と連携し、学校の内外を問わずいじめは許されないことであり、さらにはいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめについて児童に十分に考えさせ、十分理解できるようにすることを旨として毅然とした姿勢で指導が行われなければならない。

また、治療的な関わりだけではなく、積極的に集団での活動をとおして、多くの友達と関わる中で、協力すること・助け合うこと・認め合うこと・許し合うこと等、心の育成を図りつつ、いじめの防止対策に取り組まなければならない。

2. いじめ対策の組織

1) 組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ防止対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で徹底したいじめ防止対策を行う。

(1) 「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、(スクールカウンセラー)

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、情報の収集、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いがあることに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割をする。

※いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議等において報告し周知徹底させる。

(3) 重大な事案に発展する可能性があるいじめ発生時の組織

速やかに対処するとともに、同じようないじめが再発しないよう、緊急いじめ対策組織を設け、事実関係を明らかにし適切な対応をするための調査を行う。

①いじめ防止対策委員会に外部の専門家を含めた調査組織

※事案により柔軟に編成し、必要に応じて適切な専門家を加える。

例；甲府市教委指導主事、甲府市自立支援カウンセラー、学校評議員、SC、SSW、
父母教師会代表など

②甲府市教育委員会の設置した調査組織

3. 未然防止の取組

1) いじめの未然防止に関する基本的な考え

いじめ未然防止の基本は、好ましい人間関係を築ける心を養うことを大前提とし、確かな学力と豊かな心を身に付けることで生きる力を育み、児童がけじめのある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。すべての児童が活躍でき、自身や友達
の存在価値を見いだせる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直し、さらには日ごろから教職員の共通理解の元での徹底した生徒指導をすることで、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることはなくなってくると考える。「夢を持ち続け…」の学校教育目標に向かい、校花「ひまわり」のように一人一人が寄り添いながら光り輝く学校づくりを進め、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て互いを認め合える学校風土を築き上げたい。

2) いじめを未然に防止するための方策

①児童の「居場所づくり」「絆づくり」を行い、よりよい集団づくりを行う。

学校・学級が児童にとっての「居場所づくり」を意図的に行うことが重要である。「居場所づくり」とは、文字通り、学級や学年、学校を児童の『心の居場所』となるように教職員が取り組み、児童が安心して過ごすことのできる場所にすることが必要である。

また、「絆づくり」は、お互いを認め合ったり、心のつながりを感じたりした時に獲得する「自己有用感」を感じる時に結ばれるものである。他者から認められていると感じる子どもは、いたずらに他者を否定することや攻撃することが減り、反対に他者を認めることができるようになり、いじめることなくなるものであることから、教職員一人一人が「居場所づくり」「絆づくり」を意識した学級づくりに取り組んでいく。

「親しき仲にも礼儀あり」を基本として、児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級や学習のルールを守るといった規範意識の醸成に努め、「いじめは決して許されない・許してはいけないこと」という認識を児童が持

つよう、日々さまざまな活動の中でことあるごとに指導していく。

②道徳教育を充実し、思い遣る心の育成や規範意識の醸成に努める。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実は、思い遣る心を育成し、いじめに向かわせない、自律した人間を育てることができる。また、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する能力を養うことに繋がる。そのために、道徳教育の充実を行い、道徳的実践力の養成に取り組んでいく。

- 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にすることを育む。
- 児童の自尊感情や自己肯定感・自己有用感を高める。
- 道徳の資料を通し、相手の心情をよく考え、自己の言動を振り返るようにさせる。
- いじめの構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- いじめをやめさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- いじめに向かわない態度・能力の育成のため、人権やいじめの法律上の扱いを学ぶ。

③分かる授業、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

「授業が分かる」という実感を持つことは自己有用感を獲得する絶好の機会である。児童が学校で過ごす中で一番長いのは授業の時間となるため、授業が児童のストレスになっていないかをよく吟味し、より一層わかる授業・考えることが楽しい授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせ、自信を持って学習に参加できるようにさせる。

④異年齢集団間、異校種間の連携を深める。

同年齢集団の中で生活することの多い児童の場合、「教える」「教えられる」という図式ができ、人間関係が固定化することが多い。その場合、「教えられる」子どもは、自己有用感を味わう機会が少なくなる。日々の学習を大切にし、どの児童にも「活躍できる場」を提供する。

○委員会活動の充実(高学年)

自ら楽しく豊かな学校の生活をつくりたいという課題意識をもって、指示待ちではなく自分たちで問題を見つけたり話し合ったりして解決できる力を育てる。

○たてわり班活動の充実

「たてわり遊び」などをとおして、高学年ではリーダーシップや思いやりの心、低学年では上級生に対するあこがれの気持を育てる。

○クラブ活動を通して(高学年)

共通の興味・感心をもつ児童により、どの学年のメンバーも楽しめるように工夫することを通して、豊かな人間性、社会性を育てる。

○学校行事を通して

・自主性・協調性の育成

児童の発意・発想を効果的に取り入れることにより、児童の自主性を育む。行事ごとに成就感・達成感を味わわせ、児童の所属感や連帯感を高め、協調性の育成につなげる。

・体験活動の充実

公共の精神を養い、集団活動を行うのに必要な生きて働く知恵や技能を身に付ける。

⑤いじめ問題に対する学校の取組評価を PDCA サイクルで行い、取組内容の検証を行う。

児童の実態にあった「取組評価アンケート」（無記名を原則とする）を作り、年間計画にアンケートの実施を位置づけ、未然防止への取組の検証を行う。児童の実態や保護者のニーズから見えてきた課題や達成目標を常に PDCA サイクルで見直し、今後の指導に活かす。また、学期末に学期ごとの検証結果を市教育委員会に報告する。

⑥全職員でいじめの理解について研修会を実施し、いじめの理解に努める。

いじめという行為について教職員が正しく理解することは必要不可欠である。全教職員がいじめについての共通理解を深め、正しいいじめ理解、適切ないじめ対応に向き合うことができるように長期休業中や校内研究会の時間を活用し講師を招聘するなどして研修を行う。

次に示す児童を含め、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう努める。

- ア 発達障害を含む障害のある児童
- イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童
- ウ 国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
- エ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- オ 東日本大震災により被災した児童
- カ 原子力発電所事故により避難している児童

⑦校長を中心とした組織体制を構築し、全職員が一致協力した体制を確立するため、年度の初めの職員会議等で学校基本方針を確認する。

いじめの未然防止、早期発見、早期対応、継続支援について、すべての教職員が共通理解するために、年度の最初にその方策について確認を行う。校長のリーダーシップの下でいじめ対策に取り組むことを確認し、いじめ防止対策のための年間取組計画の作成や実施に当たっての諸注意など、全職員の共通理解を深める。

⑧職員会議、校内研究などで、教職員の研修を継続的に実施する。

年間を通じて、職員会議等を利用し、月に一度はいじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処について情報交換を行うとともに、定期的に学校での問題についての研修を行う。さらに教職員がいじめについて自らの取組評価を行う機会も設ける。

⑨行事、会議を精選し、児童と向き合う時間の確保に努める。

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われることが多い。いじめの起きにくい集団づくりのためには、児童と向き合う時間の確保に努めることが必要である。そのため、学校で行われる行事の見直し、会議・研修の見直し、業務の見直し等を図り子どもたちと向き合う時間やコミュニケーションの時間の確保に努める。

また、担任は個人ノートや交換ノートなどを活用し個に対応したコミュニケーションに心がけ、子どもたちの内面に目を向ける機会を設ける。

⑩学校だけでは対応できない事案において警察などの関係機関との「緊急時の連携」に備え、「日々の連携」（交通安全教室、防犯教室、地域の情報交換など）をするように心がける。

交通安全教室や防犯教室などを年間計画に位置づけ、児童の啓発活動を図る一方、警察や地域と情報交換を行い、情報共有体制を構築する。

⑪児童・生徒が自主的に行う活動や各校が連携して取り組む活動など、自治的活動を支援する。

児童会が中心になって行う児童会活動を通して、児童が自ら取り組み、その成果を発表する場を設ける。また、少年議会などで提案された諸活動を近隣の学校と連携する中で取り組めるよう、適切に支援する。

⑫その他

<保護者・地域に対して>

- ①父母教師会の年間活動方針に「いじめ防止」に対する内容を加え、積極的行動への意識を高める。
- ②児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ③「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、

地域道徳授業公開、学校評議員会、父母教師会総会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

4. 早期発見の取組

1) いじめの早期発見に関する基本的な考え

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。児童の些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが必要である。早期発見が早期解決につながるという認識のもと、定期的なアンケート調査や意識調査などにより、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにしたい。日頃から児童との信頼関係を構築し、いじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組みたい。

2) いじめを早期に発見するための方策

① 普段から児童への態度や関わり方を工夫し、いじめの早期発見に努める。

児童と直接関わり、指導する中で、生活ノート、個人面談など日々の児童理解を通じて、いじめの早期発見に努める。いじめアンケートなどは、いじめ発見には重要な手段ではあるが、あくまでも補助的なものであることを認識し、校長のリーダーシップの下で対処し、学校をよりよく改善していく当事者として、日々、児童や児童の問題と向き合い、いじめの早期発見に努めるよう、特に以下の点について取り組む体制を整える。

- ① 友達アンケート調査（学期ごと年間3回実施）
- ② 児童の意識調査（2学期中間、3学期中間の2回実施）
- ③ 個人ノート、生活ノート、日記（学年に応じて）
- ④ 個人面談（不定期）
- ⑤ 教育相談
- ⑥ 日々の観察
- ⑦ 保健室の様子
- ⑧ 本人からの相談
- ⑨ 周りの友達からの相談
- ⑩ 保護者からの相談
- ⑪ 地域組織との連携による地域からの情報収集

② いじめを早期発見するために、定期的な調査その他必要な措置を講じる。

速やかに実施・集計のできる「いじめアンケート（仮称）」を定期的にも実施する。その目的が教師

の気づかない（潜在的な）いじめが、どの程度起きているのかを把握するものであることを理解し、状況に応じて必要な措置を講じる。「いじめアンケート」は、学期末に学期ごとの調査結果を市教育委員会に報告する。

◎いじめアンケートについて

各学校のいじめアンケートの見直しをする。

<見直しのポイント>

・児童の本音を聞き取ることのできるシートですか？

「記述式」は現在進行中のいじめ、深刻な事例は児童から回答されにくい、とされています。より正確な回答が得られる「無記名式」を用いることが必要です。先生方の中に、「記名式アンケートでなければ誰が書いたか分からず、いじめの加害者・被害者を特定できない」という意見がありますが、アンケートはあくまでも補助的なものであることを理解し、いじめの認知につなげてほしいと思います。

・いじめの4層構造の一番外側にいる「傍観者」の回答を求められる形式になっていますか？

いじめの発見の特徴として「傍観者」の通報が得られやすいものです。「いじめを見た」という記述が得られる質問がシートの中にあることが大切です。

③いじめの相談を受けることができる相談体制を整備し、いつでも相談できる体制を整備する。

学校生活の時間の中で、児童がいつでもいじめについて相談できる体制を整備する。学校の実情、時間帯に応じて、保健室や職員室などに行き、相談室でいじめ相談を受けることができることを児童に周知し、安心・安全を確保できる体制を整備し、速やかにいじめを認知し対応する。また、相談できる機関等についても広く広報する。

5. いじめへの対処

1) いじめの対処に関する基本的な考え

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関連機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2) いじめに対処するための方策

①いじめに対処する手順を明確にし、校長のリーダーシップの下、速やかに対処し、早期解決を図る。

事実確認・反省指導・謝罪の会など、全職員がいじめ対応の手順を明確に理解し、全職員で確認しておく。管理職のリーダーシップの下で指導を進め、常に報告・連絡・相談を繰り返し、問題の早期解決に当たる。

- ①教員が気づいた、あるいは児童や保護者からの相談があった「いじめ」については、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ②事実関係を把握する際には、いじめ防止対策委員会で明らかにされた情報を教職員間で共有し組織的な体制のもとに行う。
- ③いじめているとされる児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、慎重に事実関係に基づき、どれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることになるか等に気づかせるよう指導し、反省を促し、即刻いじめをすることをやめさせる。
- ④いじめでしまう気持ちを聞き取り、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ⑤事実関係を正確に把握し、当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応に仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

< 重大事態への対処 >

いじめの重大事態については、本方針及び「甲府市いじめ防止基本方針」（平成30年12月改訂）、「山梨県いじめ防止等のための基本的な方針（平成30年9月改訂）」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により適切に対応する。

【調査を要する重大事態の例】

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 児童や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき

【重大事態の報告】

速やかに甲府市教育委員会に報告し、指示に従って必要な対応を行う。

- ① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を甲府市教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。（取材会見などの準備をする。）

②いじめの対応が難しくなったり、長期化すると予見されるときは、いじめ対策支援チームに依頼し、解決を図る。

解決が困難なケース、その可能性が予見されるケースがあると判断したときは、ためらうことなく、いじめ対策支援チーム（必要に応じて専門家を要請）に支援を求め、問題の早期解決に当たる。その際、家庭訪問など保護者に直接関わることも含め、早期解決に向けて取組を行う。

③インターネットなどを介して行われるいじめの解決にして、市教育委員会に関係機関との連携を依頼し、その解決を図る。

インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討する。SNSなどを介して行われるいじめに対しては、書き込みした児童に削除を求めるほか、掲示板などへの書き込みに対しては、市教育委員会（いじめ防止連携会議）を通して、警察や地方自治体法務局などの関係機関等に連絡・相談して削除を依頼するなど適切な措置を講じる。

児童生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を促す。

○学校は、書き込み者本人に削除を求めることを記述し、掲示板などへの対応は、関係機関に依頼する。

○いじめ防止連絡会議には、法務局、警察などの専門職がおり、ネット上の書き込みの削除など依頼することができる。

④いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められるときは、市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署、関係機関等と相談して対処する。

学校のいじめ対応を行う組織が加害児童に対して教育上必要な指導を行っているにも関わらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪として取り扱われるべきもの、重大事態と認められる場合は、市教育委員会に連絡し、必要な助言・支援を受け、いじめ事案に対応する。

また、重大事態に対しては、いじめ対策支援チームと連携し、関係機関との連携の下、適切に対応する。加害児童に対しては、校長の判断の下に別室指導をさせたり、教育委員会の責任と権限において出席停止の措置を取るなど「被害児童を守る」「いじめは絶対に許さない」という姿勢で対応する。

○学校長の判断で別室指導や（教育委員会の責任において）出席停止なども対処として考えられるが、法律では犯罪として扱われるものは警察と連携し、重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察に通報し、適切に援助を求めることになっている。

⑤加害児童、被害児童の保護者に対して十分な説明、指導を行う。

被害児童及びその保護者の相談には真摯に傾聴し、失いつつある自尊感情を高めるよう留意しながら、徹底して守り通すことや秘密を守ることなど、できる限り不安を除去するとともに被害児童の見守りなど当該児童の安全を確保する。

一方、加害児童とその保護者には事実関係を聴取し、保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

⑥いじめが起きた集団への働きかけを行う。

学校は児童に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することによりいじめに正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

さらに、発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

日ごろからのいじめに対する指導のあり方が児童の意識改善に重要になるので、定期的に学校組織としていじめに対しての意識の共通理解を図り、教師が同一歩調で指導に当たる。

また、保護者に対してもいじめがおきた場合の集団に対する学校側の指導について、事前に周知し理解を求め協力を仰ぐ体制を整えておく。

6. その他の留意事項

いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

アいじめに係る行為が止んでいること

- ・いじめが止んでいる状態が少なくとも3か月は継続しているかを確認する。

イ被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

○学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討し、児童に事前に周知しておく。

| | |
|---------------|-------------------------|
| 山梨いのちの電話 | 0 5 5 - 2 2 1 - 4 3 4 3 |
| いじめ・不登校ホットライン | 0 5 5 - 2 6 3 - 3 7 1 1 |
| ヤングテレホン | 0 5 5 - 2 3 5 - 4 4 4 4 |

7. いじめ対策年間指導計画

| 月 | 全体指導計画 | 防止対策等 | その他 |
|----|----------------------|--|------------------|
| 4 | ○「学校いじめ基本方針」の内容確認 | ○学級開きでの生活指導 | ○父母教師会総会でのよびかけ |
| 5 | ○学級づくりを通しての集団づくり指導 | ○連休中、連休明けの生活指導 | ○スクールカウンセラーの利用推進 |
| 6 | ○「いじめ防止対策委員会」による情報交換 | ○児童とのコミュニケーションによる観察方法について確認及び実施開始 ○生活実態調査・友達アンケート実施（記名） | |
| 7 | ○住吉神社祭典補導 ○夏季地区補導 | ○夏季休業中の過ごし方・情報モラルについての指導 | |
| 8 | ○教職員研修会 | ○2学期学級開きでの生活指導・集団づくり | |
| 9 | ○校外学習を通しての集団づくり指導 | | |
| 10 | ○運動会を通しての集団づくり指導 | | |
| 11 | | ○生活実態調査・友達アンケート実施（無記名） | ○父母教師会研修会 |
| 12 | | ○冬季休業中の過ごし方についての指導 | |
| 1 | ○職員自己評価 | ○2学期学級開きでの生活指導・集団づくり | ○保護者に対し学校評価アンケート |
| 2 | ○学校評価アンケート結果を通しての話合い | ○生活実態調査・友達アンケート実施（記名） | ○学校運営協議会への情報提供 |
| 3 | ○基本方針の見直し | ○学年末・学年始休業中の過ごし方についての指導 | |

※毎月の職員会議においていじめについての情報交換を行う。

※必要に応じ父母教師会学校委員会でのよびかけ及び情報交換。

※適宜「いじめ防止対策委員会」を開催し、具体的、組織的な防止対策を講ずる。